

I P 通信網サービス契約約款 (OCN) 共通編【現改比較表】 2024年3月27日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編

目次～別記 (略)

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編

目次～別記 (略)

附 則 (令和6年3月22日 O C N第010848号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定より提供している第2種オープンコンピュータ通信網サービス (タイプ8のコース1のプラン25若しくはプラン26に係るものに限ります。) に関する料金その他の提供条件は、次に規定するもののほか、なお従前のとおりとします。

利用料

(1) 基本額

1 契約者識別符号ごとに月額

<u>区分</u>		<u>料金額</u>
<u>プラン25</u>	<u>基本額</u>	<u>5,000円 (5,500円)</u>
	<u>(月額)</u>	
<u>プラン26</u>	<u>基本額</u>	<u>5,000円 (5,500円)</u>
	<u>(月額)</u>	

～2024年3月31日	2024年4月1日～
	<p data-bbox="1133 237 1256 264"><u>(2) 加算額</u></p> <p data-bbox="1144 298 1995 325"><u>令和6年4月1日以降、情報量の測定を行わず、情報量に応じた加算額を適用しません。</u></p> <p data-bbox="1128 359 2130 443"><u>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、 なお従前のとおりとします。</u></p>